

経営 サプリメント

テーマ

在留資格

「特定技能」に期待される労働人口対策



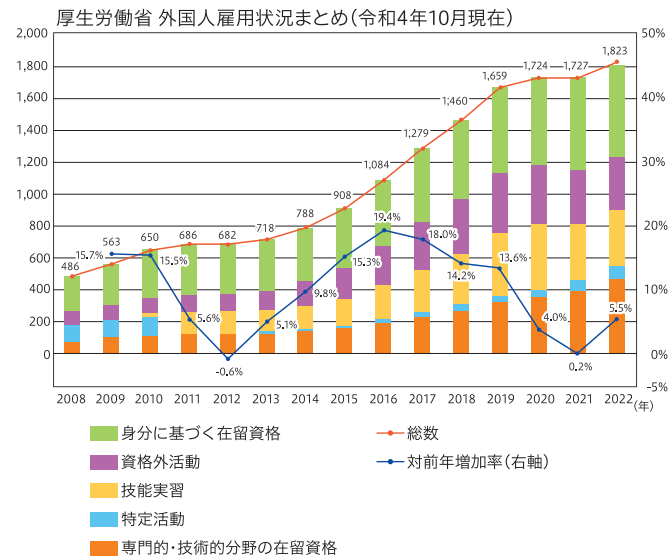
執筆者
佐々木 雅樹
Sasaki Masaki

秋田県よろず支援拠点 コーディネーター
あくりす行政書士事務所 代表
行政書士(申請取次届出) 経営革新等支援機関

01 外国人労働者の現状

国内の人口減少が進む中、外国人労働者数はコロナ禍を介し、2021年 1,727千人から2022年 1,823千人に5.5%と増加しています。

■在留資格別外国人労働者数の推移(単位:千人)



内訳は、身分に基づく在留資格(永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者等)が最も多く、次いで専門的・技術的分野(前年比21.7%増)、技能実習(前年比2.4%減)となっています。専門的・技術分野480千人の内、2018年に創設された特定技能は79千人とその分野で新たな雇用形態として関心を集めています。

これまで日本は低熟練外国人労働者を、「技能実習」という在留資格で、あるいは日系人3世にまで付与される「定住者」という在留資格で受け入れてきました。

特定技能は、人手不足対応を目的とし労働集約型の業種においては、実質的な外国人労働者の受け入れ拡大という見方があり、内国民の労働者市場の圧迫という側面があります。一方、労働者の雇用問題を抱える企業にとってみれば自由度の高い選択肢になると考えられます。

制度上の特定技能は、労働人材と専門人材の中間的位置づけにあり、日本人同等の人材確保が期待されています。

まだ歴史が浅く認知度が低い特定技能は、どんな職種で活用できるか、どんな人材が見込めるのかを紹介していきます。

02 在留資格「特定技能」とは

在留資格「特定技能」は、専門的・技術的分野の一つとして2018年に改正入管法で成立し2019年4月から実施、まだ認知度が低く活用度は低い反面、優秀な人材獲得には適したタイミングと言われています。

特定技能1号の業種編成および特定技能2号の対象業種の拡大を進めており、現在特定技能の労働者数は79,000人(令和4年10月現在)で、外国人労働者数の4.3%となっています。

特定技能は、深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設(平成31年4月から実施)しました。

【特定技能1号】

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

【特定技能2号】

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野として次の12分野が対象となっています。

- 介護 ●ビルクリーニング ●素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ●建設 ●造船・船用工業 ●自動車整備 ●航空 ●宿泊 ●農業 ●漁業 ●飲食品製造業 ●外食業 (特定技能2号は、建設、造船・船用工業の2分野のみ)

03 技能実習と特定技能の違い

技能実習は、開発途上国の支援を目的とした制度であり、期間満了に伴い帰国が原則にあります。特定技能は即戦力となる人材を人手不足対応として雇用でき、要件を満たせば長期間就労や永住の可能性のある点が大きく異なります。

また技能実習性が技能実習2号または技能水準(技能水準、日本語水準)を満たせば、特定技能への移行も可能となっています。いわゆる卒技能実習生の受け皿にもなります。

比較表を次に示します。

	技能実習	特定技能(1号)
制度目的	途上国への技能移転	人手不足対応、即戦力の受入
在留期間	技能実習1号:1年以内 技能実習2号:2年以内 技能実習3号:2年以内 (合計5年以内)	1年、6か月、または4か月ごとの更新、通算で5年以内
技能水準	なし	技能試験、日本語試験の合格者または、技能実習2号修了者
人数枠	あり	なし(介護、建設除く)
転籍・転職	原則不可	同一業務区分内等において可
家族の帯同	不可	1号は不可、2号は要件を満たせば可

受入にあたって留意すべき点は、

- ◎同じ業種で有れば、転職が可能(若干制約あるが、日本人と同じく職業選択の自由がある)
- ◎日本人と同等の雇用条件の提供が必要(雇用契約の締結)
- ◎人材のマッチングは、受け入れ企業(機関)が直接現地で採用活動を行う又は、国内外のあっせん機関を通じて採用することで直接雇用となります。在留外国人も対象です。

外国人材は、就労させたい業種の技能試験と日本語試験(N4)合格者又は、技能実習2号(日本で2~3年就労実績あり)の修了者であり、質の高い人材マッチングが期待できます。

技能実習生(監理団体型)は、監理団体による監理や関与がありますが、特定技能は受け入れ企業(機関)との雇用関係にあり、住居・身分に関わる世話を直接行う必要があります(登録支援機関に委託する方法もあります)。

秋田県よろず支援拠点では、生産性の向上や人材確保のための取組など、様々な経営相談に対応しています。ぜひご相談ください。

▶秋田県よろず支援拠点 TEL.018-860-5605